

### ③支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の概要（案）

#### 1 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準について

子ども・子育て支援新制度においては、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う。（※）

保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」、②「区分」について、国が基準を設定することとなっているが、実際の運用にあたっては、さらに細分化、詳細な設定を行う等、現行制度における運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとの運用が可能。

#### ◆子ども・子育て支援新制度における認定区分

年 齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業（原則）
満3歳以上	不要	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園・幼稚園
	必要	2号認定（保育認定）	認定こども園・保育所
3歳未満	不要	対象外	—
	必要	3号認定（保育認定）	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

※現行制度においては、「保育に欠けること」が認められる場合に保育を実施

#### 2 本町の対応（案）

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準については、国が定めることとなっており、市町村に条例制定義務は課されていない。

しかし本町においては、精華町保育の実施に関する条例（昭和62年条例第3号）により「保育に欠ける」要件を規定しており、新たな基準についても条例で定めることが適当と思われることから、既存条例の改正を行うこととする。

#### 3 本町の定める基準（案）

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準の骨子（案）については、以下のとおり

項目	基準案の内容		考え方
	国基準案	町基準案	
「保育の必要性」の事由	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間就労は除く）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	国基準どおり	<p>現行制度における本町基準とほぼ同様であることから、国基準どおりとする。</p>

区分・必要量	<p>「保育標準時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日11時間までの利用に対応</li> <li>・ 1ヵ月あたり平均275時間 (最低212時間・最大292時間)</li> </ul> <p>「保育短時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則的な保育時間である1日8時間までの利用に対応</li> <li>・ 1ヵ月あたり平均200時間(最大212時間)とすることを基本とする。</li> </ul>	国基準どおり	保育所の開所日数及び開所時間と、フルタイム就労とパートタイム就労を想定した国基準は適正と思われるため、国基準どおりとする。
	<p>「就労下限時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育短時間認定にあたっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。</li> </ul>	1ヵ月あたり60時間以上とすることを基本とする。	<p>本町の現行基準(就労部分)：</p> <p>1日4時間以上で、週4日または月15日以上就労していること</p> <p>※4時間×15日=60時間</p> <p>⇒現行の基準どおりとする。</p>
優先利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯</li> <li>③生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> <li>⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業などの卒園児童</li> <li>⑨その他、市町村が定める事由</li> </ul>	国基準どおり	児童福祉の観点から妥当と思われるため、国基準どおりとする。